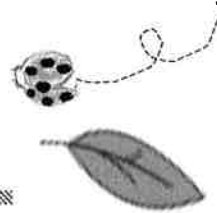




特定非営利活動法人 子どもセンター てんぼ

ニューズレター
2007年12月
第2号

つんとつむし



【子どもセンター てんぼ事務局】
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-6 新横浜法律事務所内
TEL:045-473-1959 FAX:045-477-5822

開所から半年が経過して・・・

副理事長 小坏 淳子

子どもセンターてんぼが開所して、早くも半年が過ぎました。これまでに7名の子どもたちがてんぼを利用し、うち5名の子どもたちが次の行き先を見つけて巣立っていきました。

開所前には、果たしてどれくらいの利用があるのだろうかと心配する声もありましたが、開所まもなくからこれまでに30件を超えるご相談をいただき、想像以上の忙しさとなりました。利用者数は年間10名程度を見込んでおりましたが、この分では超えてしまいそうです。

7名の子どもたちは、みなそれぞれに重たい事情を抱えて、てんぼにやってきました。まだ十代の子どもなのに、と大人の私でさえ押しつぶされそうな気持ちになります。当の子どもは、それまでたった1人でどれほどの思いを抱えてきたのでしょうか。

それでも、てんぼに来た子どもたちは、スタッフやボランティアと一緒に生活をしていく中で、笑ったり、泣いたり、怒ったり、悩んだり、その子らしい生き生きとした姿を見せてくれるようになります。子どもたちのしなやかさや逞しさには驚くばかりです。

そして、次の行き先を自分の「子ども担当弁護士」に相談しながら探すのですが、子どもたちは、担当弁護士に甘えたり、時には衝突したりしながら、最後は自分の意思で決めた先へと巣立っていきます。もちろん、関係諸機関のご支援や、手をさしのべてくださる方々のご協力なしに、次の行き先を見付けることなどできなかったことは言うまでもありません。

てんぼを開所してからの半年は、大変な状況にいる子どもたちが間違いなく存在していることを再認識させられ、てんぼにたどり着いた子どもを支えて社会に羽ばたかせるまでには、たくさんの方々のお力が必要であることを痛感させられる日々の繰り返しでした。

てんぼの趣旨に賛同して会員となってくださった皆様、ご寄付をいただきました皆様、あたたかい応援の言葉をくださいました皆様、心より感謝申し上げます。シェルターという性質上、子どもたちの具体的な状況を応援してくださる皆様にお伝えしきれないのですが、どうぞご容赦下さい。

今後とも、てんぼを必要としている子どもたちのためにご支援下さいますようお願い申し上げます。

スクープ!

ついに明らかになった

「てんぽ」の実態!!

本誌は、本年4月16日より神奈川県内に「子どもセンターてんぽ」という子どものためのシェルターがオープンしたという情報をキャッチし、独自に取材を続けてきた。しかし、てんぽの情報管理は徹底しており、現地取材や見学の申込みには応じず、写真はてんぽが用意した数点の写真がマスコミ用に配布されているだけであり、なかなかその実態がつかめずにいた。

ところが、今回、本誌はてんぽ関係者との接触に成功し、てんぽの実態と内部写真を入手することができたので、ここにスクープを掲載する。

情報提供者の話では、てんぽは、今年梅雨の時期には雨漏りというアクシデントにみまわれたものの、それ以外には大きなトラブルはないということである。対外的にシェルターということは明かしていないため、当初は、近隣住民から不思議そうな目で見られていたが、スタッフの西岡、百瀬のそつのない人付き合いにより、現在では好奇の目線を感じることはほとんど無いという。

建物に目を移すと、まず、玄関には親などが追いかけてくることを懸念してモニター付インターホンが設置されており、ときおり訪れる新聞勧誘員を効果的に撃退している。玄関に入ると、観葉植物の鉢植えと木製の人形が来訪者を出迎える(写真右)。この人形のポーズは自動的に変わるのではないかという噂が立っていたが、実際には、目に止めた人がいじっているだけである。もっとも、最近、あまり相手にされず寂しそうにしている。



てんぽ内部に入ると、現在、冬支度となっており、テレビが置いてある居間にはコタツが設置されている(写真左)。子ども達は、コタツに入ってみかんで食べながらテレビを見てくつろいでいる。

子ども達は、自分の衣類等は自分で洗濯することになっているが、洗濯機の前には、使用上の注意点が貼られている。これには、①洗濯物のかごは自室で管理すること、②洗濯をした後すぐに干すこと、③下着類は共有スペースに干さないこと、などが書かれており、開所半年で、子ども達が洗濯物をおきっぱなしにしたり、洗ったまま干さずに出かけてしまったり、共有スペースに下着を干すなどの問題が発生したことを物語っている。



左下の写真は、ある日のてんぽの夕食の食卓を撮った貴重な写真である。開所後まもなく3人の子どもが入所したときには、1回に5合のご飯を炊いていたこともあったが、現在は1回2~3合である。なお、左奥に写っている腕まくりをした人物がスタッフの西岡氏である。

右下の写真は、現在の入所している子どもが好きなYUIのCDジャケットである。少なくとも、てんぽでYUIの悪口を言わない方が賢明である。



本誌は、今後もてんぽの実態に迫っていきたいと考えている。次回の記事を楽しみにされたい。(高橋温)

「子どもセンター てんぽ」を利用して①

～児童相談所から～

子どもセンターてんぽを利用した関係機関からの声を皆様にお届けするため、第1弾として児童相談所の児童福祉司さんからお話を伺いました。

「弁護士会の情報で、設立の動きがある時点から子どもセンターてんぽの存在を知っていた。」という児童相談所の方。「今回は、一時保護をしたときに子どもが就労していたため、引き続き就労しながら安定した場所を確保したいと思い、子どもセンターてんぽを利用したいと思いました。」と、利用したきっかけを話して下さいました。一時保護所では就労することはできないため、てんぽが相応しいと判断したようです。

実際に利用し、児童福祉司さんと子ども担当弁護士との連携については、「（法律がからむ話が多くあったケースだったこともあり）法的相談に乗ってもらうことができ、連携がうまくいったと思います。」と話して下さいました。一方で、「外との接触がある程度は自由になっているため、混乱した状況下でてんぽに入所した後、自分を振り返ることが困難なこともあるのではないか。」というご指摘も頂きました。子どもによっては、入所後は外部との接触を断ち、ゆっくりした時間を過ごす必要もありそうですね。

「本当に様々な子どもたちがいて、児童相談所の一時保護所のみでは十分な対応ができず、歯がゆい思いをすることもあるので、今後も利用したいです。」とのこと。

今後とも、児童相談所からのご連絡をお待ちしております。（野口容子）

子どもの家から

4月下旬の最初の入所者から早6ヶ月が過ぎた。もう6ヶ月経ったという気持ちもあるが、いろいろ日々大変だった6ヶ月でもあった。

育ち盛りの思春期の子どもたちなので食欲は旺盛だとは思っていたが、毎食4合のごはんを炊くほどの食欲にあっけにとられたこともある。予期していなかったこと、例えば、雨漏りや夏場の虫の出現でちょっとした大騒動もあった。ばらばらにてんぽに来た子どもたちがお互いに気を遣いながらも、悩みの相談をお互いにしたり、レクリエーションで花火をしたり、カラオケに行ったり楽しい時間を共有できた子どもたちもいた。具合が悪く受診させるまでは大変だったが、定期的な受診と服薬で見違えるほど回復

した子どももいた。てんぽ入所時に伝えられたおおよその滞在期間（約2ヶ月）が近づくと、自分のこれからのことで悩んで眠れなくなる子どももいた。

彼ら/彼女らは、滞在中にそれぞれの課題の解決を担当弁護士と行うことは勿論だが、人との関わりかた、性のこと、自立していくための生活のスキルを身につけること等、必要と思われることは山ほどある。それを各人のペースと背景を鑑みながら行うのだが、毎日接しているスタッフにはこれは困難度が高い。気がつく则ち他の子どもと比較している。てんぽという名前の通り、それぞれに合わせて支援できるようになれるようにと思う毎日だ。（西岡千恵子）

